

捨てないで！医療機関の領収書

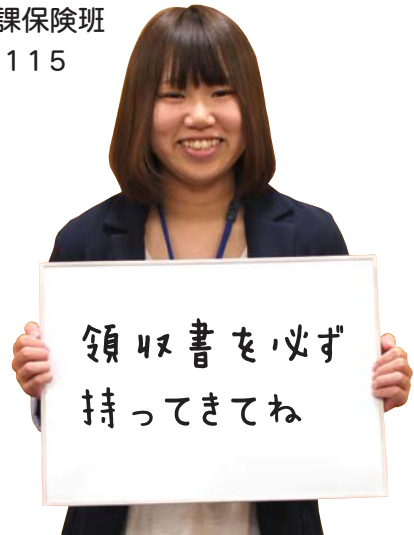
■問い合わせ先 市民保険課保険班
☎53-3115

平成25年4月から、国民健康保険に加入している全ての方が高額療養費の申請時に領収書の提出が必要となっています。

70歳～74歳の方も領収書の提出が必要となっています。

領収書が不足している場合、払い戻しができなくなりますので、大切に保管をお願いします。

領収書を提出していただくのは、自己負担額を支払っていることを確認するためです。



確定申告や住民税申告の医療費控除の申告にも領収書が必要です

割引額がより大きい 口座振替の2年前納が始まります！

年金 だより

■問い合わせ先 南国年金事務所 ☎088-864-1111

国民年金では、平成26年4月末の口座振替分から割引額がより大きな2年前納がご利用いただけるようになります。

2年前納は口座振替のみご利用が可能です。



こんなにお得！2年前納のメリット

- メリット1 2年間で1万4千円程度の割引となります。
- メリット2 2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象となります。
- メリット3 口座振替をご利用することにより、納め忘れを防ぐことができます。

林業退職金 共済制度

林業の仕事をしていませんか？

■問い合わせ先
独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2887 FAX 03-6731-2890

林業の仕事をしていなかったことがありますか。林退共制度に加入していた方で、退職金を受け取っていない方を探しています。

ご自身が林退共へ加入していたか分からない方についてもお調べします。

また、被災された共済契約者や被共済者の皆さま

まに対し、各種手続(共済手帳の紛失・退職金の請求等)の必要が生じた場合は、できる限り速やかな対応を考えていますので、ご相談をお願いします。

林業退職金共済事業本部
Web 林退共 検索
<http://www.rintaikyotaisyokukin.go.jp/>

固定資産税班から

償却資産の申告について

固定資産税の課税対象となる償却資産は、所有者からの申告に基づくものです。ただし、耐用年数が1年未満のものや取得価格が10万円未満で、税務会計上、一時に損金の額に算入しているものや、20万円未満で法人税法上、または所得税法上一括して3年間で償却を行う償却資産は課税対象となりません。

該当する償却資産のある事業所および個人の方は、平成26年1月1日現在の償却資産について、平成26年1月31日までに申告をしてください。

償却資産…会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために用いる有形資産のことです。土地・家屋以外で、構築物、機械および装置、工具・器具・備品、車両および運搬具(自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除く)等です。

新築・増築・取り壊し家屋の申告を！

平成26年度固定資産税の課税にあたり、平成25年(1月～12月)中に新築・増築または取り壊した家屋についての申告の受付を、税務課固定資産税班で行っています。適正課税のため、平成25年以前に取り壊した家屋については、平成25年度固定資産税納税通知書に添付されている課税明細書を確認のうえ申告してください。

なお、平成25年中に新築または増築された家屋を税務課職員が調査した際に、取り壊しを聴取した分については申告の必要はありません。



土地評価の特殊なケースでは申し出を！

市では、土地の評価について固定資産税評価基準に定められている適正な時価を求めることに努めていますが、市全域にわたる大量評価のため、次のような特殊な事例では、対象地の価格形成要因すべてを把握できていないケースがあります。このため外観では把握できない価格形成要因は、固定資産の所有者による申し出により、固定資産評価額に反映させる申出制を採用しています。

特殊な価格形成要因を持つ土地を所有されている納税者の方は、ご連絡ください。

外観からは把握できない価格形成要因の例

- ・公法上(都市計画法、建築基準法、一部条例など)の規制により、建築物の建築確認を得ることが困難な土地(一部評価額に反映されているものもあります)。
- ・特に災害の危険性が高い土地など。

【問い合わせ先】税務課 固定資産税班 ☎53-3116

「そろそろ…はじめてみませんか？
太陽光発電のある暮らし！」

有限会社サントップ
TEL (088)872-1122

〒780-0870 高知県高知市本町5丁目5番16号
E-mail: info@suntop-co.jp FAX (088)872-6622
<http://www.suntop-co.jp> 有限会社サントップ 検索

お見積り・シミュレーション無料で承ります。

広告

広告主募集中

香美市役所では、広報香美や香美市公式ホームページに広告を掲載する広告主を募集しています。

詳細は総務課☎53-3112まで

